

標準様式例6-2（工事）

（第1回） 契約変更の内容

変更契約年月日	令和7年7月4日
契約業者	佐田建設(株)
契約業者の住所	群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
工事の名称	R6国道17号上武道路上細井地区舗装その3工事
工事場所	群馬県前橋市上細井町地先
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要	本工事は、上記の工事場所において、アスファルト舗装工事を行うものである。
工期(自)	令和7年4月1日
工期(至)	令和7年12月13日
変更前の契約金額	93,500,000 円(税込み)
変更金額(増額)	154,000 円(税込み)
変更後の契約金額	93,654,000 円(税込み)
変更理由	本工事は、「令和7年4月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて」の運用に係る特例措置による請負代金の変更

標準様式 6-2 (工事)

(第2回)、最終) 契約変更の内容

変更契約年月日	令和7年12月11日
契約業者	佐田建設(株)
契約業者の住所	群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
工事の名称	R6国道17号上武道路上細井地区舗装その3工事
工事場所	群馬県前橋市上細井町地先
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要	本工事は、上記の工事場所において、アスファルト舗装工事を行うものである。
工期 (自)	令和7年4月1日
工期 (至)	令和8年2月27日
変更前の契約金額	93,654,000 円(税込み)
変更金額	+ 0 円(税込み)
変更後の契約金額	93,654,000 円(税込み)

変 更 理 由	1) 共通 1. 工期 本工事は、群馬県前橋市上細井町地先において、国道17号上武道路における舗装工事を実施するものである。 群馬県警本部に対し道路法第80条第2項の協議に向けた事前の調整を行ったところ、先方より、国道17号上武道路の4車線供用に際して、既存の上武青柳交差点を中央分離帯により閉鎖するよう指示があった。 当該交差点については、前橋市との設計協議や過年度に実施している地元説明会等で上武道路4車線供用以降も平面交差点で運用する旨説明済みである。 上記により、群馬県本部との協議および地元調整に時間を要すると判断し、当該箇所に係る工事について、令和7年6月18日から令和7年9月2日まで、工事の一時中止を行った。 上記の一時中止により、工期を76日延伸し、令和8年2月27日までとする。
----------------	--

標準様式 6-2 (工事)

(第3回、最終) 契約変更の内容

変更契約年月日	令和8年2月26日
契約業者	佐田建設(株)
契約業者の住所	群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
工事の名称	R6国道17号上武道路上細井地区舗装その3工事
工事場所	群馬県前橋市上細井町地先
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要	本工事は、上記の工事場所において、以下の内容でアスファルト舗装工事を行うものである。 舗装1式 道路土工1式 地盤改良工1式 舗装工1式 排水構造物工1式 縁石工1式 防草工1式 防護柵工1式 標識工1式 区画線工1式 道路付属施設工1式 構造物撤去工1式 仮設工1式
工期(自)	令和7年4月1日
工期(至)	令和8年2月27日
変更前の契約金額	93,654,000 円(税込み)
変更金額	+ 42,900,000 円(税込み)
変更後の契約金額	136,554,000 円(税込み)

変 更 理 由	1. 地盤改良工 CBR試験の結果、設計とおりの支持力を満足しておらず、路床改良の必要が生じたため、路床安定処理工を追加する。 2. 排水構造物工 設計照査の結果、管(渠)型側溝を追加する必要が生じたため、側溝工を増工する。 3. 防草工 現地調査の結果、防草シートを施工する必要が生じたため、防草シート工を追加する。 4. 仮設工 工事施工に伴い、資材等が頻繁に出入りすることになることから、事故防止及び渋滞緩和のため、交通管理工を増工する。 5. 共通仮設費 当初特記仕様書第35条に基づき、3次元起工測量・3次元設計データの作成費(ICT)及び、3次元出来形管理・3次元データ納品費用を計上したため、技術管理費を増工する。 6. 工期 工期は、元設計とおりとする。
----------------	--